

令和 年 月 日

愛西市長 日 永 貴 章 様

愛西市下水道使用料等検討委員会  
会 長 篠 又 慶 次

## 下水道使用料等の見直しについて（答申）

愛西市下水道使用料等検討委員会設置要綱に基づき、下水道使用料等の改定及びその他下水道事業の運営に関することを検討しましたので、下記のとおり答申いたします。

## 記

当委員会では、愛西市下水道事業の健全な運営を確保するため、答申までに4回の委員会を開催し、市民の目線に立ち慎重に審議を重ねてまいりました。

なお、留意されるべき事項を附帯意見として申し添えます。

## 1. 改定に至る経緯について

将来にわたり「良好な環境・快適な暮らしを安定的に提供する下水道」の実現に向けて、下水道施設（処理場・管路）を適切に維持・更新していく必要がある。農業集落排水等処理施設では過半数が20年以上経過し、機械及び電気設備の耐用年数を超えつつあり老朽化が進行している。

一方、近年の下水道事業を取り巻く環境は厳しく、人口減少に伴う収入減少が見込まれる中、老朽化施設等の改築・更新や災害対策は急務となっている。よって、令和元年度より特別会計から移行した地方公営企業会計は、事業収入を主な財源として独立採算の原則により特定の事業を経理するものであるが、一般会計からの繰入れと基金の取崩しにより補てんしている状況であることから、運営において下水道使用料による財源確保が必要である。

更に、農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業の下水道使用料については、3区域（佐屋・立田・八開）の基本使用料及び算定方法が異なり料金格差は解消されていない。地域し尿処理施設の3団地（東八幡・西八幡・諸桑）においても同様であるため、公平性の観点から格差是正を目指す必要がある。

従って、長期的な視点からも下水道施設を効率的に更新し、健全な状態を維持していくためには、その財源が必要であることから、経費削減などの取組みを実施していくとともに、下水道使用料を適正価格に改定して、経営基盤の強化・確立を図らなければならない。

## 2. 下水道使用料の改定について

### 1) 農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業

基本使用料は、少量使用者の負担軽減を目的とし、基本使用料を佐屋・立田・八開区域ともに1,200円に統一し、従来からの基本水量制は廃止する。

超過使用料は、基本水量の0 m<sup>3</sup>化に伴い新たに0～10 m<sup>3</sup>の設定を設け、佐屋・立田区域は、今まで1段階の料金設定であったものを

**検討1**：10 m<sup>3</sup>超からは急激な負担増にならないよう2段階に変更する。

**検討2**：10 m<sup>3</sup>超からは将来段階的な増加を見通し、3段階に変更する。

**検討3**：10 m<sup>3</sup>超からは公共下水道の使用料体系に合わせ4段階に変更する。

八開区域及び地域し尿処理施設は、世帯当たりから水量制へ変更し、佐屋・立田区域の超過使用料と統一を図る。

なお、改定後の下水道使用料は、別表1のとおりとする。

### 2) 公共下水道事業

#### **検討1**

公共下水道事業は、整備途中のため今回は改定を行わず、事業環境が変わった際に検討するものとする。

#### **検討2**

公共下水道事業は、整備途中のため今回は改定を行わず、次回下水道使用料等見直し時に検討するものとする。

#### **検討3**

基本使用料は、少量使用者の負担軽減を目的とし、基本使用料を佐屋・佐織区域ともに1,200円に改定し、従来からの基本水量制は廃止する。また、超過使用料は、基本水量の0 m<sup>3</sup>化に伴い新たに0～10 m<sup>3</sup>の設定を設ける。

## 3. 農業集落排水等維持管理分担金について

#### **検討1**

農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業の維持管理分担金は、愛知県下で本市のみの制度である。同負担金は、宅地内に公共汚水マスが設置されているが、下水道に接続していない世帯を対象に排水施設の維持管理に要する費用として徴収している。令和7年度から徴収経費である各銀行の口座振替手数料の値上げにより営業収益がマイナスになるため廃止とする。

#### **検討2**

農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業の維持管理分担金は、基本使用料と同額の1,200円に変更する。

## 4. 温泉・井戸水・簡易水道使用に伴う使用料加算額について

温泉、井戸水及び簡易水道を使用する対象者は、水道事業者（海部南部水道企業団、愛西市水道事業）の水道水以外を使用する場合、1使用月につき1人当た

り6 m<sup>3</sup>として下水道使用料を算出する。

水道事業者の水道水と水道水以外を併用して使用する場合、1使用月につき1人当たり3 m<sup>3</sup>を使用水量に加算して下水道使用料を算出する。

## 5. 改定時期について

### 検討1

使用料改定の実施時期については、将来の利用者への負担を軽減するため、できるだけ早期に実施することが望ましいが、市民・事業者への十分な周知期間の確保も必要であることから、令和7年4月の排出量からの改定を目途に適用する。

## 6. 今後の改定方針について

### 1) 次期改定について

下水道使用料の改定後は、概ね3年を目安に、社会情勢や排水需要の動向に応じて下水道使用料等の検討を行うものとする。

### 2) 下水道使用料の算定方法について

(公社)日本下水道協会が全国の下水道事業者に向けて、参考モデルとして作成した「下水道使用料算定の基本的考え方」を参考とし、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、健全な運営を確保できるよう使用料改定の試算を実施する。

## 7. 附帯意見について

市民の目線に立って、積極的な情報の公開を行い、市民との情報の共有を図り、市民との合意のもとに事業の運営を行っていくよう努められたい。

特に、下水道使用料の値上げは市民生活に直結するため、実施までに十分な周知期間を設けて、市民への丁寧な説明に努められたい。使用料改定にあっては、**検討1**少量使用者及び企業経営者、**検討2**使用者の急激な負担増にならないよう市民生活や経済活動を鑑みて配慮されたい。使用料改定後においても、効率的な事業運営や財政改革を継続し、健全な経営が維持できるよう努められたい。

農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業の汚水処理施設の統廃合による施設の合理化や下水道事業の整備済み区域の接続促進に向けた取り組みに努められたい。

最後に、本市の下水道施設が整備され20年以上経過する老朽化施設が多くなり、更新需要が増加していくことが予想される。また、大規模災害時における迅速な施設復旧等に備えなければならない。今後も持続可能な下水道事業を運営するために、積極的な人材育成と技術継承に努められたい。

別表 1

1. 下水道使用料（1 使用月につき）

【改定前】

事業名：農業集落排水事業、コミュニティ・プラント整備事業

区域名：佐屋区域（消費税及び地方消費税を含む）

基本使用料		超過使用料（1 m <sup>3</sup> につき）	
排出量	料 金	排出量	料 金
1 0 m <sup>3</sup>	1, 3 2 0 円	1 0 m <sup>3</sup> 超	1 3 2 円

事業名：農業集落排水事業

区域名：立田区域（消費税及び地方消費税を含む）

基本使用料		超過使用料（1 m <sup>3</sup> につき）	
排出量	料 金	排出量	料 金
1 0 m <sup>3</sup>	1, 6 5 0 円	1 0 m <sup>3</sup> 超	1 4 3 円

事業名：農業集落排水事業

区域名：八開区域（消費税及び地方消費税を含む）

区 分	均等割	人員割	適用範囲
一般用	1 世帯当たり 2, 7 2 3 円	世帯員 1 人当たり 6 8 0 円	住宅
一般営業用	1 世帯当たり 5, 4 4 7 円	世帯員及び人槽 1 人当 たり 6 8 0 円	一般用と業務用とに 区分し難い建築物等
業務用	1 世帯当たり 5, 4 4 7 円	人槽算定 1 人当たり 6 8 0 円	事業所、事務所、作業 所、店舗、共同住宅等

事業名：地域し尿処理施設

区域名：佐織区域（消費税及び地方消費税を含む）

汚水処理施設名	基本使用料	超過使用料
東八幡浄化センター	1 世帯当たり 3, 5 0 0 円	—
西八幡団地浄化センター	1 世帯当たり 4, 7 0 0 円	—
諸桑団地浄化センター	1 世帯（2 人まで）当たり 4, 3 0 0 円	満 15 歳以上で 1 人 500 円、 2 人以上 1,000 円まで

事業名：公共下水道事業

区域名：佐屋、佐織区域

(消費税及び地方消費税を含まない)

基本使用料		超過使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)		一時使用
排出量	料 金	排出量	料 金	
10 m <sup>3</sup>	1,500円	10 m <sup>3</sup> 超～ 50 m <sup>3</sup> まで	150円	1 m <sup>3</sup> につき 300円
		50 m <sup>3</sup> 超～100 m <sup>3</sup> まで	180円	
		100 m <sup>3</sup> 超～500 m <sup>3</sup> まで	210円	
		500 m <sup>3</sup> 超	240円	

【改定後】

事業名：農業集落排水事業、コミュニティ・プラント整備事業、地域し尿処理施設

区域名：佐屋、立田、八開、佐織区域

検討1

(消費税及び地方消費税を含まない)

基本使用料		従量使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)		一時使用
排出量	料 金	排出量	料 金	
0 m <sup>3</sup>	1,200円	0 m <sup>3</sup> 超～ 10 m <sup>3</sup> まで	30円	1 m <sup>3</sup> につき 300円
		10 m <sup>3</sup> 超～100 m <sup>3</sup> まで	150円	
		100 m <sup>3</sup> 超	180円	

検討2

(消費税及び地方消費税を含まない)

基本使用料		従量使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)		一時使用
排出量	料 金	排出量	料 金	
0 m <sup>3</sup>	1,200円	0 m <sup>3</sup> 超～ 10 m <sup>3</sup> まで	30円	1 m <sup>3</sup> につき 300円
		10 m <sup>3</sup> 超～100 m <sup>3</sup> まで	150円	
		100 m <sup>3</sup> 超～200 m <sup>3</sup> まで	180円	
		200 m <sup>3</sup> 超	210円	

**検討3**

(消費税及び地方消費税を含まない)

基本使用料		従量使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)		一時使用
排出量	料 金	排出量	料 金	
0 m <sup>3</sup>	1, 200円	0 m <sup>3</sup> 超～ 10 m <sup>3</sup> まで	30円	1 m <sup>3</sup> につき 300円
		10 m <sup>3</sup> 超～ 50 m <sup>3</sup> まで	150円	
		50 m <sup>3</sup> 超～ 100 m <sup>3</sup> まで	180円	
		100 m <sup>3</sup> 超～ 500 m <sup>3</sup> まで	210円	
		500 m <sup>3</sup> 超	240円	

事業名：公共下水道事業

区域名：佐屋、佐織区域

**検討1、2** → 改定しない

**検討3**

(消費税及び地方消費税を含まない)

基本使用料		従量使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)		一時使用
排出量	料 金	排出量	料 金	
0 m <sup>3</sup>	1, 200円	0 m <sup>3</sup> 超～ 10 m <sup>3</sup> まで	30円	1 m <sup>3</sup> につき 300円
		10 m <sup>3</sup> 超～ 50 m <sup>3</sup> まで	150円	
		50 m <sup>3</sup> 超～ 100 m <sup>3</sup> まで	180円	
		100 m <sup>3</sup> 超～ 500 m <sup>3</sup> まで	210円	
		500 m <sup>3</sup> 超	240円	

2. 農業集落排水等維持管理分担金 (1 使用月につき)

【改定前】

事業名：農業集落排水事業、コミュニティ・プラント整備

区域名：佐屋、立田、八開区域

(消費税及び地方消費税を含む)

事業名	区域名	維持管理分担金
農業集落排水 コミ・プラ	佐 屋	1, 320円
農業集落排水	立 田	1, 650円
農業集落排水	八 開	2, 723円

【改定後】

事業名：農業集落排水事業、コミュニティ・プラント整備事業

区域名：佐屋、立田、八開区域

検討1 → 廃止

検討2

(消費税及び地方消費税を含まない)

事業名	区域名	維持管理分担金
農業集落排水 コミ・プラ	佐屋 立田 八開	1,200円

3. 温泉・井戸水・簡易水道使用に伴う使用料加算額

【改定前】

事業名：農業集落排水事業、コミュニティ・プラント整備事業

区域名：佐屋、立田、八開区域

事業名	区域名	温泉利用の場合
農業集落排水 コミ・プラ	佐屋	1人まで300円2人目から1人当たり200円
農業集落排水	立田	1使用月につき使用水量に1人当たり3m <sup>3</sup> を加算
	八開	なし

【改定後】

事業名：農業集落排水事業、コミュニティ・プラント整備事業

区域名：佐屋、立田、八開区域

事業名	区域名	温泉・井戸水・簡易水道利用の場合
農業集落排水 コミ・プラ	佐屋 立田 八開	水道水以外の水を使用した場合、1使用月につき1人当たり6m <sup>3</sup> として下水道使用料を算出 水道水と水道水以外の水を併用して使用した場合は、1使用月につき使用水量に1人当たり3m <sup>3</sup> を加算して下水道使用料を算出

※改定後は、公共下水道事業と統一